

都市・環境常任委員会  
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成25年12月12日)

〔予算常任委員会分科会〕

川村幸康委員長

ただ今から、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたします。

それでは、冒頭ですので、須藤環境部長から一言ご挨拶をお願いします。

須藤環境部長

改めまして、おはようございます。環境部、須藤でございます。今回、環境部の方、補正予算で債務負担行為の補正ということをお願いしてございます。それから付託議案といたしまして、消費税関係あるいは指定管理関係で条例改正を5件、それから、工事の請負契約の締結につきまして1件、それから指定管理者の指定ということで1件お願いしてございます。

それから、お忙しい中ですが、協議会といたしまして、新総合ごみ処理施設に伴う分別等につきまして、それから、以前からいろいろご指摘いただいております資源の集団回収事業につきまして、この2件を協議会としてお願いしたいというふうに存じております。各担当のほうから鋭意ご説明申し上げますので、よろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

川村幸康委員長

ありがとうございます。

それでは、予算常任委員会都市・環境分科会で、議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）のご説明をお願いいたします。

人見環境保全課長

私から、予算常任委員会都市・環境分科会資料のほう、ご説明させていただきます。こちらの資料でございます。

1 ページめくってください。

ちょっとミスがございまして、(3)のところでございますけれども、プロポーザルによる委託業者選定スケジュール(案)とありますが、平成26年12月下旬となっておりますが、これ、平成25年の12月下旬の間違いでございますので訂正をお願いいたします。1月10日以降は平成26年でございますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明させていただきます。

環境学習事業業務委託についてということでございまして、平成26年度の環境学習事業につきましては、(仮称)四日市公害と環境未来館、こちらのほうの開館に合わせて、語り部あるいは展示解説員の育成等を行う必要があります。また、学習センターにつきましては、年度の途中におきまして、四日市公害資料室の閉館を含む施設の運営形態、こちらのほうが大きく変わるということから、指定管理制度による施設管理には適さないということでございます。

これらのことを総合的に判断いたしまして、平成26年度の環境学習センターの管理運営は直営で行うことといたしまして、これまでの指定管理業務から施設管理を除きます環境学習等の事業については業務委託といたします。つきましては、プロポーザルによりまして、委託業者の選定を行うための債務負担を行うことといたしております。また、これにあわせて条例改正のほうを行うということで、議案第128号のほうでも条例改正のほうを上げさせていただいております。

(1) 学習センターの概要でございますけれども、学習センターにつきましては、平成8年度に四日市環境学習センターを設置、直営で行っております。平成16年度にはその一角に四日市公害資料室、こちらのほうを設けてございます。平成21年度からは指定管理制度を導入いたしまして、今年度まで1期、2期にわたりまして指定管理のほうで運用のほうを行っておるところでございます。

平成26年度以降の事業スケジュールの案でございますけれども、環境学習等々、施設管理等ということで分かれてございますけれども、平成26年度につきましては、環境学習につきましては、四日市環境学習センターといたしまして、館内でやる事業につきましては、12月末ごろまでの事業といたしております。また、館内で行います環境学習あるいは人材育成等につきましては、3月末までの事業といたしておるところでございます。

施設管理のほうにつきましてはでございますけれども、施設のほうの四日市公害資料室、こちらのほうは11月末をもって休館いたしまして、新たな(仮称)四日市公害と環境未来

館のほうへの移設というようなことがございます。また、そのほかの環境学習室、環境実習室、図書コーナーにつきましても、12月末をもって（仮称）四日市公害と環境未来館の準備に備えるというところでございます。

プロポーザルによる委託業者選定スケジュール（案）でございますけれども、平成25年12月下旬にプロポーザルの募集要領のほうをホームページに掲載、あるいは配布いたします。それで、平成26年1月10日には参加申込書の提出期限といたしまして、参加申し込みのほうを受け付けいたします。その後、手続を踏まえまして、1月30日にプレゼンテーション、審査、1月31日に審査結果の通知を行う予定でございます。その後、候補者のほうと価格交渉いたしまして契約締結を行う予定でございます。

次のページが業務内容、A3の横でございまして、業務内容のほうでございまして。

平成25年度につきましては、大きく環境学習事業、施設管理につきまして、指定管理のほうで実施いたしております。平成26年度につきましては、一部業務委託でやるのと、あと、市の職員が直接やるものというふうに分けております。施設管理につきましては、業務委託ということから、委託業者にお任せするのではなく市の職員のほうで直営で実施いたします。環境学習事業につきましては、これまでの指定管理同様、業務委託で実施する予定でございまして。

太字のところは平成26年度の新規事業でございまして、また、その中で下線部がついているものにつきましては、（仮称）四日市公害と環境未来館の開館準備として実施するものでございます。

説明は以上でございまして。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

ご説明は以上ですけれども、ご質疑ございましたら、ご発言願います。よろしいですか。

杉浦委員のほうはきょうは欠席なんですけど、この間の議案聴取会の中で、環境学習センターと現在の指定管理者との業者を選定する中で、博物館業務とのすみ分けと教育委員会との調整はどうだという質問があったと思うんですけど、その辺の、もし説明していただけたら。

人見環境保全課長

その件につきましては、もう一つの資料の都市・環境常任委員会資料、こちらのほうにございます。

こちらのほうの5ページをごらんください。よろしいでしょうか。都市・環境常任委員会資料でございます。

5ページのほうに四日市市環境学習センター条例の一部改正についてということで資料を整えさせていただいております。(3)のほうでございます。(仮称)四日市公害と環境未来館。

川村幸康委員長

ちょっと待って、議案第128号に入っていくわけか、これが連動して。

人見環境保全課長

資料としては議案第128号のほうに資料として入れさせていただいております。

川村幸康委員長

一体のものやもんでな。皆さん、どうしましょう。

(「一括して議論したら」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員長

一括して議論させてという形で、そうしたらお願いしますわ。どうぞ。

人見環境保全課長

(3)の(仮称)四日市公害と環境未来館、あと、四日市市立博物館の業務のすみ分けについてということで、開館後、両館の管理運営につきまして、一体化したほうが効率的に行えるもの、こちらのほうは博物館が主となって管理運営を行います。なお、実施につきましては、博物館職員の一部が(仮称)四日市公害と環境未来館を兼務して、経費については応分の負担を行うということでございますけれども、具体的に事業区分といたしまして、は一体的に管理運営したほうが効率的に行えるもの、受付及び施設案内、あるいは施設警備、資料保存、教育委員会との連携につきましては、博物館のほうを担当いたしま

す。

のそれぞれが責任を持って業務を行う必要のあるものということで、調査研究、資料収集、展示公開、教育普及、こちらについても同じような業務でございますけれども、それぞれが責任を持って博物館、（仮称）四日市公害と環境未来館それぞれで担当いたします。

それと、まるっきり重ならないもの、それぞれの固有業務ということで、環境学習につきましては、（仮称）四日市公害と環境未来館、建物管理とプラネタリウムの放映につきましては博物館のほうを担当するというところでございます。

説明は以上でございます。

川村幸康委員長

ありがとうございます。

もし、ご質疑ないならあれですけど、よろしいですか。

三平一良委員

プロポーザルによる委託業者選定で。

川村幸康委員長

三平さん、マイクを前へ倒してやってください。

三平一良委員

審査結果通知後、価格交渉するとなっておるのやけど、通常やと価格も提案させるじゃないですか。これがどうして、審査後、価格交渉するの。

人見環境保全課長

私どもとして金額を示しまして、向こうのほうから価格を出してきて、そういったことで審査のほうを行います。ただ、そこで決定ということではなしに、一応、候補者として決めるわけでございますので、最終的には再度価格のほうも交渉いたしまして決定して契約締結を行うというものでございます。

三平一良委員

普通は価格も提案してもらって、審査の項目の中に価格も入っておるのが通常やないですか。それは何で後で価格交渉するの。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事

一般的には、今、三平委員が言われておる場合ですと、価格を評価するという場合ですと総合評価方式という入札方式になるんですけども、今回、これについてはプロポーザル方式ということで、価格については評価の対象とは基本的にはしないようになっておって、価格抜きの提案で優位性をつけていまして、それで落札業者を決めて、その後、価格のほうは一応提示してあるうちの予定価格というのがございまして、それをもとに一応価格交渉して随意契約で契約するという形になります。

川村幸康委員長

ということは、プロポーザルによる委託業者の選定には価格は入らなくて、三平さんが言っておるようなやつは総合評価の方式やと価格も入ってくるという。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事

そうですね。総合評価といってもそれも含めての競争入札になりますので、あくまでプロポーザルについては契約業者を選定するという業務だけで、契約については随意契約という形の契約で1社と契約するという形。

川村幸康委員長

プロポーザルという意味は何なん。どんな意味なん、プロポーザル、日本語で言うとなんになるの。

(「提案」と呼ぶ者あり)

川村幸康委員長

提案。提案による、だから、委託業務でいろんな人が委託、それを受けてもいいよといってプレゼンみたいなのするわけや。その中で、価格じゃなくて内容を見て審査で決める

ということ。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事

あくまで国とかの要綱によると、価格はその評価に入れないということが通常の手続になっております。

川村幸康委員長

ただ、青天井ではないでしょう。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事

予定価格については、もう、うち示してありますので、その以内でという。

川村幸康委員長

以内でということね。

他にございませんか。

川村高司委員

ちょっと関連で、ほかの今までのプロポーザルも全て価格は考慮せずというのが今までの四日市行政でのプロポーザルの対応ですか。今回がイレギュラーなのか、もうそれは法律上で四日市市役所としてプロポーザルでやった過去は全て価格は関係なしで提案されて。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事

川村委員が言われたように、いろいろなプロポーザルでやっておりますけれども、一部入っているものもございます。しかし、一般的にプロポーザルと言われるものについては、提案をもとにほとんど決定していくというのが通常でございます。

川村幸康委員長

だから、知りたいだけで、要はプロポーザルの方式の中で、例えば100万円以内にしてくれよというプロポーザルで100万円以内にしたとするやないですか。提案の票をとるけど、50万円やりませというところと99万円やりませというところでは違うけど、



それも関係ないと。提案のよしあしで44万円高くておってもええということ。そういう考え方というかね。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事

基本的にはうちの予定価格の中でやっていただくという。

川村高司委員

それは、原課として違和感を感じないですか。提案を受けるに当たって、あくまでも業者選定するに当たって提案内容、要は具体的な作業項目というか、それはあくまでも連動してそこには価格が入ってくるというのが一般通念上の見識やと思うんですけども、その価格だけは横に置いておくという方式のプロポーザルで今回はいいという判断をあえてされてそうされているのか、その辺は原課としては価格は置いておけという結論でこうなっているのか、ただ単にそういうルールだから粛々とそのルールにのっとってやっただけなのか、そこに意識、要は価格を省いたことに意識があるのかないのか、ちょっと教えてください。

人見環境保全課長

私どもといたしましては、ルールに従ってということでございます。

川村高司委員

ルールに従ってというのは、価格は考慮せずというルール、それが王道のルールという解釈ですか。

益川環境部理事

基本的に市の方針としてプロポーザルでやる場合については価格は考慮しないという、調達のほうではそういったガイドラインが出ておりますけれども、全て価格を考慮せずに選定しているということではなしに、先ほど川村委員さん言われたように、価格を例えば10%、20%考慮して総合的に業者を選定するといった場合もございます。

今回、人見課長が申しましたように、この場合につきましては、価格は考慮せずにやっていくということでございます。

川村幸康委員長

だから、多分、こういう契約内容で予算は確実にあることやないですか。その中で予算は抜いておいて業務内容だけでその範囲内ならええという考え方のもとになるものは何かなと思って。普通、なかなか自分のお金やったらそうは言わんやないですか。その考え方がどういう、もとになって言っておるのかな。

須藤環境部長

特にこの私どもの環境学習業務委託につきましては、これまで指定管理者制度で平成21年度から委託といたしますか、指定管理者でやってまいりました。今回、直営ということではございますが、業務委託という業務を発注していくに当たって、これまでの延長線上での業務というふうに実は考えてございます。それにプラスして、新しく移行していくに当たって加えていかならん業務があるということでございます。

それで、価格につきましては、これまでの実績がございまして、一定のこういう部分は必ず必要であろうというような実績もございます。そのようなことをベースにする中で、価格をうんと下げていただくというようなことで、必要額というのがある程度想定できるという中で、その中で質をどうやって上げていくかという選択の中ではやはりこういう方式が一番望ましいのかなと、そんなような判断をさせていただいたところでございます。

川村幸康委員長

1年前に、平成24年8月6日に、多分、皆さんにもいっておるのかな、これ。予算常任委員会で指定管理者制度についての資料、いっていないですね。もしあるなら配ってやって。

恐らくその5番の選定における評価で、経済性というのが提案価格40点ぐらいあったのが25点になっているんですよね。このこととの今の説明の関係性があるわけかな。

駒田さん、ここの、5番、選定における評価についてで、全体で100点、これはまた別個、考え方は。提案内容は60点を75点に重くして、提案価格がこのとき25点となっておるよな、4分の1という。

先ほど申されたことでいくと、価格はもう上限だけ決めてあるんやで、それでもう入っておれば25点あげて、あと内容で見たということなのか、このときのここの説明やと、や

っぱり価格の点数も安いと25%ぐらいは、25点はそこであげるよということになっておるで、例えば私が言ったように、100万円で100万円と50万円やと倍違うわけやで、例えば満点25点にすると12.5点しかないとか、そこらの考え方を聞いておるだけなんや。

駒田新ごみ処理施設整備課副参事

先ほどちょっと言わせていただいたプロポーザルと言いましたけど、説明なんですけども、私どもちょっとこちらの指定管理のほうで、今、委員長言われたように、25点分の価格評価のほうも今回入れさせてはいただいています。済みません。

川村幸康委員長

そうやろう。だから、説明と、1年前に配られた指定管理者における選定サービスの中でのやっていき方で、この辺の考え方の整理はできておるのかできておらんのか、ようわからんのさ、説明聞いておってね。

だから、一遍整理しますか。

暫時休憩しますわ。35分まで。

10 : 25 休憩

10 : 35 再開

川村幸康委員長

再開いたします。

ご説明をお願いいたします。

人見環境保全課長

価格のほうでございますけれども、このプレゼンのときの審査には価格のほうも考慮に入れます。そうした中で、トータル的に提案内容とかも含めまして候補者のほうを決定いたしましたして、その後、最終的に価格とか業務内容とかも含めて協議した上で契約締結を行うというものでございます。

以上でございます。

川村幸康委員長

結局、今、休憩とってやりとりする中で、この1ページの説明の中で審査結果通知予定日が1月31日になっていますわな。その後、候補者と価格交渉をし契約を結ぶということになっておるということの中で、どの段階でというときに、最初にまず価格は決められておって、上限は。あと、業務内容を見ながら市として必要なものを精査する中で価格交渉はしていくということなんやわな。だから、価格をまるっきり仕事さえしていただいたらお金は幾らでも出しますということではないということの確認でよろしいですか。

人見環境保全課長

委員長おっしゃるとおり、そのような考えで結構だと思います。

川村幸康委員長

他にご質疑ございませんか。

(なし)

川村幸康委員長

他にご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論のある方。

(なし)

川村幸康委員長

なしと認めます。別段討論もないようですので、採決を行います。

議案第73号平成25年度四日市市一般会計補正予算(第4号)、第3条債務負担行為の補正(関係部分)を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

川村幸康委員長

なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

〔以上の経過により、議案第73号 平成25年度四日市市一般会計補正予算（第4号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。〕

〔常任委員会〕

川村幸康委員長

理事者入れかえありますか。このままでいいですか。

では、続いて一般議案の審査に入ります。

議案第107号 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について

議案第108号 四日市市北部墓地公園条例の一部改正について

議案第124号 四日市市斎場条例の一部改正について

議案第125号 四日市市霊園条例の一部改正について

議案第128号 四日市市環境学習センター条例の一部改正について

議案第136号 工事請負契約の締結について 南部埋立処分場 浸出水処理施設整備工事

議案第148号 四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定について

川村幸康委員長

議案第107号四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、議案第108号四日市市北部墓地公園条例の一部改正について、議案第124号四日市市斎場条例の一部改正について、議案第125号四日市市霊園条例の一部改正について、議案第128号四日市市環境学習センター条例の一部改正について、議案第136号工事請負契約の締結について 南部埋立処分場 浸出水処理施設整備工事、議案第148号四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定について、この7件、ご説明を求めます。

## 益川環境部理事

前回の議案聴取会の中で追加資料の請求がございましたので、その説明からさせていただきますと思います。

資料につきましては、都市・環境常任委員会資料ということで、これをお願いいたします。

1枚めくっていただきまして、目次がございます。1番から5番まで。こういった順を追って説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

先ほど環境学習センターにつきまして、3番ございますが、これは先ほど説明させていただいたので割愛させていただきます。

まず、1番でございます。

環境部所管の施設と指定管理者制度についての整理ということで資料請求がございました。直営と指定管理者制度の選択のあり方ということでございます。平成24年度、昨年度の8月に予算常任委員会全体会におきまして、資料提出をさせていただいておりますが、その概要につきましてまとめさせていただいております。

環境部につきましては、直営でやっておりますのが北大谷斎場、そして北大谷霊園でございます。これについては指定管理の実績はございませんが、今後の方向性につきましても、火葬場の位置づけについての附帯決議、これの対応がまだ整理ついておりませんので、当分直営でやっていきたいというふうに考えております。

それと、指定管理者制度を導入しております施設でございますが、北部墓地公園につきましては、今回、議案上程させていただいておりますが、これにつきまして、成果といたしましては、次のページ、2ページにモニタリングレポートも参考でつけさせていただいておりますけれども、サービスの向上、それと経費の削減ができたということでございます。引き続き、指定管理者で公募をしていきたいというふうに考えております。

それと、環境学習センターにつきましては、先ほどの債務負担の補正予算の中で説明させていただいておりますが、これについても効果としましては、モニタリングレポート、3ページのほうに総評が参考につけさせていただいておりますが、効果はあったんですが、平成26年度に開館予定の（仮称）四日市公害と環境未来館の学習機能を包括するというところで、直営でさせていただくということでございます。

そして、ページをめくっていただきまして、先ほど申しましたように、2ページ、3ページがモニタリングレポートの総評でございます。

また、ページをめくっていただきまして、4ページでございます。

霊園管理料について、委員長のほうから資料整理しておくようにということで、資料をつけさせていただいております。四日市の市営霊園でございますが、市内に5霊園ございます。塩浜、それと富田、富洲原、それと北大谷霊園、それと北部墓地公園でございます。

この霊園の経緯ということで、(1)に記載させていただいておりますが、昭和5年に塩浜、それから昭和16年に富田、富洲原と合併しました際に霊園を引き継いでおります。そして、昭和45年に北大谷霊園が整備されたときに四日市市霊園条例を制定しております、それで管理をしておるところでございます。それと昭和56年でございますが、四日市市土地開発公社のプロパー事業ということで、北部墓地公園を整備いたしております。平成16年に市のほうに移管したということで、北部墓地公園条例を制定して管理をしているところでございます。

管理料につきましては、(2)で北大谷霊園が1区画600円でございます。それと、北部墓地公園が平米当たり年間1000円ということでございまして、他の3霊園、塩浜、それから富田、富洲原につきましては、管理料の徴収は行っておりません。これにつきましては、霊園条例の附則の中で、当分の間これを適用せず、なお従前の例によるというふうに規定されております。従前の例といいますのは、以前から管理料をいただいていたということでございます。

それで、管理料の徴収について、公平感についてどうなのかということで、現在、3霊園について、当初の台帳から大きく変わっておりまして、実際利用している方というのがその台帳に載っている方ではもうほとんどございませぬので、現在、調査をいたしております。そして、その使用者の方が明確になってきた段階で条例改正も含めまして管理料については徴収していく方向で考えていきたいなというふうに思っております。

続きまして、5ページにつきましては、先ほど人見課長のほうから説明をさせていただきました。

6ページをごらんいただきたいと思います。

工事請負契約の締結ということで、そのときの審査員の名簿の請求がございました。総合評価方式の技術審査会の名簿ということで、この表のとおりでございまして、これにつきましては、右の7ページに四日市市総合評価方式技術審査会の設置要領というのがございまして、一番下の段に別表という中で審査員の構成メンバーというのがございます。それに基づきまして、この5名が審査をしたというものでございます。

それと、技術評価点の内訳について示してくださいということでございました。今回、共和化工株式会社と三菱化工機株式会社の2社の応募がございました。評点の詳細につきましては表のとおりでございます。技術評価につきましては、一番下の技術力、こちらの品質管理、施工上の課題、ヒアリング、こちらのほうを委員会のメンバーで評価したというものでございます。この評価点につきましては、100点満点中30点という配点になっております。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

今回、北部墓地公園の指定管理者の指定ということで、議案書の中には詳しく載っておりませんでしたので、そこら辺の選定結果等も含めまして、これは野呂委員さんからのご請求だったと思いますが、会社概要について記載しなさいということでございましたので、資料をつけさせていただいております。

選定結果につきましては、(5)にありますように、翔和というのとイージス・グループの2社が応募されておまして、審査結果の中で翔和のほうは79.4、イージスが71.8ということで、こちらの翔和のほうに決定したというものでございます。

(6)、9ページでございますけれども、翔和の会社概要ということで、所在につきましては春日井市でございます。本社が春日井市ということで、資本金が1000万円、売り上げが、平成25年度推計で約2億1000万円ということでございます。従業員が13名、業務内容につきましては、墓地の管理業務または冠婚葬祭のトータルケア、そういったことを中心に業務をやっている会社でございます。業務実績といたしましては、墓地の管理業務ということで、お隣の朝日町の墓地管理、あるいは四日市市、これは民間でございますけれども、ハートフルメモリアルパーク、こういったものの墓地の管理をやっている会社でございます。

下のほうに決算状況ということでございまして、3期分の決算の推移を記載させていただいております。決算の内容については表のとおりでございますが、収支といたしましては、各年ともプラスで推移しているといった状況でございます。

説明については以上でございます。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりです。ご質疑ございます方、ご発言願います。



村上悦夫委員

資料を前回請求した経緯からちょっと再度質問させていただきます。

議案第136号関係なんですけど、当初、この事業を推進していくために、8月定例会議では随意契約で一応計画を立てられておったということ聞いております。ところが、それはおかしいじゃないかという意見があって、競争入札に切りかえていただきました。その結果、今回、こういうような内容に報告されていることなんですけど、実際に総合評価方式の技術審査会名簿を出していただいております。このメンバーの方々の採点によって、その評価点をつけて入札行為を実施されたということなんですけど、問題はこのメンバーの皆さんがどれだけのノウハウ、能力、判断力あるいはそういう技能、そういった観点全てをとというのは無理かもしれませんが、専門性を持って選出されているのかどうかということとをまずお聞きしたいと思います。

ちょうど、この益川さん、委員会名簿の中に入っておりますので、本人に尋ねますけれども、益川さんはこういった審査に加わるに必要な知識あるいは判断力、そういうものは自分自身、備わっているという自信を持っておられますか、お尋ねしたい。

益川環境部理事

私、機械技師でございますけど、こういったプラント関係、上下水道局のほうにもおりましたし、営繕工務課、そういったところにも配置しておりましたので、こういったことに関して専門的にこの水処理をどうのこうのということは難しいかもわかりませんが、ある程度の判断力を持っているというふうには思っております。

村上悦夫委員

わかりました。

では、ほかの方々もそれぞれそういったノウハウを持ってみえるという方々が選ばれておりますか。

益川環境部理事

環境部の大澤……。

村上悦夫委員

名前はええわ。

益川環境部理事

全てその委員のほう、機械技師それから電気技師という形で下水道とかそういったところに携わっている者ということでございます。会長につきましては、検査室室長ということで、充て職という形で会長をしておりますが、彼につきましては土木技師ということでございます。それで、室長のほうもこういった事業というのはそれほど経験もございませんので、この評価を決める前に当たって、皆さん集まって、委員が集まってこういった事業概要について担当から聞いたり、いろんなことで勉強しながら評価をさせていただいたというものでございます。

村上悦夫委員

わかりました。

実は、8月定例会議に出そうとした随意契約の内容ですが、既存の設備で運営されている、そのジョイントのところで問題があって、これは随意契約でいかないと、そのジョイントがうまくいかないというような内容で当時説明があったと思うんです。やむを得ず随意契約という一つの流れができたと思うんですが、今の時代、次の仕事を受けるために接続点を自分のところの会社の得意なものをそこにつなげて、次につながるような行為があったとした場合に、これは見抜けなかったかと、最初の図面をいただいて工事施工をしていくに当たって、そういったところを吟味されたかどうか。この点について、一つお答え願いたい。

益川環境部理事

工事の接続点といいますか、今回の工事につきましては、既存の施設に機能強化するという形でつなぎ込むといった業務が出てまいります。その中で、当初、随意契約というか、そういった考え方といたしましては、既設の業者が運転しながら工事を施工しなければなりません。それと、当然、水質管理もやっていく必要があるという中で、こういった既存の業者にするのが一番安全というか、リスクが少ないのではないかという形で考えておったわけなんですけれども、この工事を発注するに当たっては、別にそこでないと必ずしも

できないというような形ではないというふうな判断をいたしましたので、一般競争入札というふうな形で持っていったというものでございます。

村上悦夫委員

競争入札に切りかえていただいたのは結構なんですが、問題はそういうことを前提にして協議して随意契約でいこうとしたことに問題があると私は言っているんです。ですから、運営しているからどうのこうのというのは、要は競争入札の場合でもそうですが、あらゆる条件を整えられることを提案して、これで募集をかけるんじゃないですか。ですから、今、憶測で判断されたということ自体が、その判断能力がなかったと、こういうふうに思うんですよ。

ですから、後でまた申し上げたいと思いますけれども、その時点でなぜそういうことに気がつかなかったか、それと、まして既存施設については同じ系列の会社、同じ資本形態のある会社に管理委託をさせているということがあります。この管理委託についても、本来、入札すべきじゃないかと、こう思うんです。やっぱり何らかのアクションがあった。それには、要は一つの仕事、この事業を入札させるについての積算価格の能力というのは、じゃ、今の行政の中にありますか。積算できるという自信がありますか。例えば、この事業はおおよそこれぐらいの予算が必要だ、それは一体今までどうされておったかということをちょっと説明ください。

益川環境部理事

こういったプラント工事につきましては、土木、建築のように一つ一つ積み上げていくような、そういった手法ではございませんので、基本的には事業者のほうから参考見積もりをとって、あるいは他市の状況等も勘案しながら予定価格を決めていくという形になりますし、仕様書とかそういったものにつきましては、コンサル事業者を使って、そういった形で設計書を組み立てるといった内容でございます。

村上悦夫委員

多額の予算を必要とする事業ですので、当然、コンサルタントに頼まれたという事実はありますね。どうですか。

益川環境部理事

業務委託をいたしております、コンサルのほうに。

村上悦夫委員

そのコンサルの内容に従って、それを認め、その予算額を適正価格の積算価格として、一応、四日市市は常識的な価格というのはそれぞれ把握しておると。その中での今回の競争入札だと思うんですよね。実際に随契価格で出た数字と、今回、入札日時変えて、公募に切りかえて安くなりましたということを経理から聞いた経緯があるんですが、どれくらいやっぱり格差がありましたか、今回の結果を見て。

益川環境部理事

一概に随意契約の場合の入札、札を入れていただいているわけじゃございませんのであれなんです、推計で5%ぐらい、数%は落ちたのではないかなというふうには思っております。

村上悦夫委員

そうすると、今回のこの工事、随意契約で出すことによって安くつくんだと。これを競争入札かけると受け出るところがないと、もう既にその情報が流れてて、ジョイントをするところに問題があって1社しかできないというような情報が流れたことによって、ほかの企業に、申し込んでいただける企業に対して、おおよその状況を聞いたところ、倍、それ以上の経費がかかるということ踏まえて、これは大変だということで入札に切りかえたとも聞いております。

ですから、結局、一つの情報が、じゃ、正当に公平に入札していただくという段階において、もう一社がこれだけの状況になってきておる中で、それにかわって手を上げても恐らく2倍、それ以上の価格でないと受けられませんよというような状況を醸し出した責任というのはあると思うんです、事実ね。

そういう流れは、今どうこう私は言いません。だから、能力的にそういう継続事業、もしくはそういった図面を見る能力があるかなしか。次につながっていくような業者が、仕事を欲しいですから、一つの工事が終わったら自分のところでつなげていかないと、あるパーツが特殊な物を使うことによって、他社が、あそこはああいうジョイントをつくって

いるんだから、これは合わないとかいう話になっていくようなことを事前に見抜く能力がないと、その図面がまかり通って施工されてしまう事実が出てくるわけです。

だから、確かに益川さん自身はいろんな資格を持ってみえるということを知りましたが、そういう観点もこれからは大事な部分だと思います。今、5%下げてくださいましたというけれども、どの金額に対して5%かわかりませんが、おおよそ推測すると、四、五千万円は下がったということの判断でよろしいか。

益川環境部理事

私は推測です。

村上悦夫委員

だけど、継続で随意契約で出そうとしておったんだから、その金額があるはずやないか。

益川環境部理事

5億円ですので、5%ですと2500万円ぐらいかなという、数%という、2000万円前後は少なくとも競争入札したことによって安くなったのかなというふうには感じております。

村上悦夫委員

だから、メリットは出たんですね。そして、工事の内容は引き続き間違いなくやれるわけですね。

益川環境部理事

そのとおりでございます。

村上悦夫委員

この評価点についても、当初は10年以内実績のある企業ということがコンサルに渡されたときの条件だということを知っていますが、これは聞く聞かんの話ですから、こんな覚えありませんと言われてたならそれまでですが、要はこの実績評価とか評価点を見ると、ほとんど技術面じゃなくて、提案される内容とか感触とか総合点であらわされていますけれども、30点がね。これは大きなファクターだと思うんですよ。技術力とかそういうも

のは点数が低くて評価がうんと高い。こういう問題がこの5人の審査員の技術力でもって判断したと言われればそれまでですが、評価点が高いということは、それだけ責任が重いということですよ、この5人の方は、選定する上において。

今後の問題ですけれども、ただ評価点だけこう出されるんじゃないで、これはこういう理由で、この会社と比べてこういう利点がありました。これ、そういう数字、あるいは短評でも結構ですが、そういうものがここに記載されていないと、我々、点数見るだけで、何らどういうところがすばらしかったのか、何もわかりませんよ。こういうもの、暗室でと言うと語弊あるかわかりませんが、我々のわからんところで評価委員はそれぞれの立派な人が選ばれていますよということを信じなさいと言うだけで、この数字点が出てくる。これはちょっと今の時代にそぐわない。だから、それ相応の評価した、特にすぐれた点を我々に知らしめる必要があると思うんですよ、今後ですね。

だから、この委員会でそういう指摘があったということを委員長の報告にぜひお願いしたいんですけれども、今後のために、点数だけは困ると、はっきりこれだけの格差が出てきておるわけ、評価の部分でね。これ、価格面では1万円か、この価格の格差なんですかね。だから、ここにも非常に問題がある。なぜそういう価格がそこに接近しているか。5億円の事業費の入札価格が1万円の差で落札されるという評価、それはどうしてかということ。この1万円が点数にあらわれるということ、1万円の評価ですよ、これは。だから、これはもう評価ゼロやね、両方と比較すれば。これだけの金額で1万円のことで。これの差をつけるというのもおかしい話やなと思います。

それと、今後ですけれども、全市的に言いたいことは、要は職員の中で自信を持って今後責任ある態度で、この評価方式の中で検討していただくという立場ですから、税金というお金の使い方、大きく左右する、発言力のある委員会、審議会だと思ふ。それ相応の方々が配属されるべきやと思います。

そういう配属された責任ある方に対して、やっぱり行政として評価していくということがないと勉強もしてもらえない。だから、技術屋さん、そういったノウハウを備えて行政運営をしていく上に必要な資質の向上を図っていくためにも、一般職じゃなくてそういう技術屋さん、そういう方をやっぱり多く採用していかないかんと待遇も考えなきゃいかん。なぜならば、今、その方々の評価によって、責任を持ってもらって自信を持ってもらい、世間のいろいろな惑わしいお誘いとかそういうものにもめげずに、振り向かずに我が道を行くというような、そういう強固な意志を持った職員を育てていかないかんといい

とがまず第一にあると思うんです。

だから、技術屋さんをふやしていく、そして、それには報酬、格差をつけていく、こういうことを、やっぱりこれ総務常任委員会で言うべき話だけれども、このことに関して発展しておりますけれども、そういった人事の問題についても、今後、四日市市の体制を整えていく必要があるんじゃないかなということの意見として、それから、今、益川さんに非常に苦しい思いをさせましたけれども、決して責めるんじゃなくて、しっかりやっていただいたという評価をしていただけるために、そのためにはやっぱり自信を持ってもらいたい。だから、後ろ指さされるようなことがあってはならない。そこら辺のところをやっぱり自覚していただけるような職員をどう育てていくかということ、今後、大きな課題として提案したいと思っています。

以上です。

川村幸康委員長

ありがとうございました。

樋口博己委員

先ほど村上委員おっしゃった技術点の評価のところ、価格は1万円の差なのでほとんどないということなんですね。技術点で見ると、三菱化工機さんのほうは市内に工事実績があるので1点プラスと。工事成績、これも実績に連動するのかなと思うんですけれども、あと、地域社会貢献度の災害協定なんて、これは結んだら1点プラスになっていますよね。ISO認証って、これ普通、今どきISOなんて取っているんだろうなと思って、取っていないのおかしいかなと思うんですよね。

あとはそうすると、技術力でどう評価するかで、非常に技術力拮抗していて、ちょっと一つ中身をお聞きしたいんですけど、施工上の課題って、これは共和化工さんのほうが少し配点が高いんですが、これはどんな、先ほどの村上委員がおっしゃった指摘のところなのか、どういうことなんでしょう。

益川環境部理事

今回、既設の施設を運転しながら工事をしていきますので、当然、いろんな工事をする中で仮設工事が必要になってきます。仮設プラントといいますか。そういったものが適正

に配置して施工ができるかどうかと、そういった提案をいただいたというものでございます。

樋口博己委員

そうすると、具体的にはなぜ共和化工さんのほうが0.4点、ポイント高いんですか。

益川環境部理事

これは5人の平均値でございますので、5点、3点、1点とか、それぞれつけて、その平均ということで、それぞれ各委員がヒアリングをいたしますので、そういった聞いた内容と提案書を見た上で評価した。その結果が0.4点、共和化工さんのほうが上回っていた。

逆に品質管理につきましては、これから新しく施設も増加しますので、薬品とかそんなのによって品質管理をやっていくわけなんですけれども、そういったランニングコストが、そういったものがふえては、トータル的にはうちのほうにマイナスになりますので、こういった考え方、処理フローについてこういったことを考えてみえるかと、そういった提案をいただいて、そこらのヒアリングを聞きながら評価をさせていただきました。それにつきましては、三菱化工機さんが、確かに今現在、運営管理しておりますので、そういった中で、そこら辺ちょっと状況がわかっておりますので、そういうところ辺のところポイントが高くなったことはあります。

それと、地域要件とか企業要件、こういったものについて、この評価そのものが調達契約課の中でつくられたガイドラインになって、これについては、いろいろところは全くございませんで、市内に本店があれば点数があると。先ほど申されました障害者雇用とか次世代育成とか、こういったものは本当に客観的な点数になりますので、ここら辺の地域要件、企業要件、それから技術者要件、こういったものは技術者がみえるかどうかとか、経験があるかということで、ここら辺については提出された書類の中で、本当にあるかないかといった判断で点数がつけられておりますので、ここの部分で差が出ているのかなというふうに思っております。

樋口博己委員

そうすると、今、村上委員からちょっと発言ありましたが、以前の工事をしたのが三菱



化工機さんなんですね、そうすると。

益川環境部理事

はい、施工業者であり、今も関連会社というか、100%子会社が管理、運転をいたしております。

樋口博己委員

わかりました。

村上さんの意図するところは競争入札することによって同じ業者になっても下がったということですね、わかりました、ありがとう。

その上で、そうであるならば、行政としては優良な企業を育てていくという観点もあるかと思うんです。共和化工さんは価格で1万円高くて、技術評価、本来の純粋な技術力というよりは、条件整備なところで点がとれなくて落ちたという感があるんですけども、例えば今回の共和化工さんに対して、落ちたのは落ちたんでしょうけれども、どんな、行政としてアドバイスや指導をされていくのかなとか、その辺をちょっと考えをお聞きしたいんですが。

益川環境部理事

アドバイスといたしますか、今回は共和化工さんがちょっと劣っていたというのは、企業要件とか地域要件、これで、内容的には、提案とかヒアリングの内容を聞いても、それほど差はなかったのかなというふうには思っておりますが、この結果をどのように、今、共和化工さんのほうが感じておられるかちょっとわかりませんが、これに対して私どものほうからどういった提案をするかとか、アドバイスするといったことについては特にございません。

樋口博己委員

市内工事実績はこの状態やったらずっととれないですよ、共和化工さんは。三菱化工機さんは、これでまた市内工事の実績できて、そういうところで、具体的に共和化工さん、こうこうこうしなさいというのはないのかもわかりませんが、そういう旨のお考えなんですか。

#### 益川環境部理事

この評価については、ちょっと私どもがこれをつくったというか、作成したわけじゃなくて、全庁的にこれを取り入れてやっておりますので、この評価の仕方が総務常任委員会のほうでもどうなのかというふうなことは聞いてはおります。ですから、こういった項目があるということは周知しておりますので、そういった中で、例えば災害協定を結んでいただくとか、事前に。ISO認証というのは、四日市ではこういったことを評価にするんだなということであれば、こういったことを取っていただいて、なるべくそういった評価点にプラスになるような形で企業努力をしていただくということをお願いするしかないかなと思いますけれども。

#### 樋口博己委員

わかりました。

それ以上突っ込むと都市・環境常任委員会と違うところになるのかなと思いますので、意見として申し上げるんですけど、こういう評価に対してコメントがあるのかどうなのか、企業にバックするときにコメントはないのかわかりませんが、何らかの形で今後のアドバイスの文言なりしていくといいのかなとは思っています。それだけです。

以上です。

#### 川村高司委員

さらに突っ込んで、あれなんですけど、そもそも業者選定における一つの判断基準、要は物差しをどれ充てるかとなったときに、契約金額が5000万円以上なら総合評価方式にしなさいよという庁内のルールがあって、それで粛々とやりましたという話なんですけど、さっきの話と一緒に、そもそも随意契約の理由が技術的なジョイントの部分が特殊なものであるということから、かつ、この現場は既施設を運転しているという技術的な問題があるのであれば、総合評価方式の簡易型というのは、技術的な加味される部分というのは30%ですよ、たしか。あとの7割は技術以外の部分での評価になってくるので、であるならばなおのこと、こういう案件に関してはプロポーザルで提案を受けて技術的判断をしていくという選択肢はなかったんですかね。

## 益川環境部理事

庁内の、これ、簡易型なんですけど、総合評価一般競争入札のシステムとしてはこれがモデルという形で一般的にやっておりますので、川村委員さんのように、これとは全く別で工場みたいに技術提案、本当にいろんな提案をいただき、経営を含めて、そういったやり方も外部の委員さんを使ってやるやり方もあるかと思いますが、今回の工事に関しては、既設の更新と増設という中で、そこまでするような工事ではないのかなと、簡易型の総合評価でさせていただいたということでございます。

## 川村高司委員

総合評価といいながら、かつ簡易型で5億円の工事を決めていくという部分にすごい違和感があって、専門的な知識が当然ある中で業者選定をしていくと。そこに原課として専門的な知識をもとに、それでここに随意契約で発注しますと正々堂々と理由が説明できれば、私は別に入札しなくてもいいと思うんですよ。ところが、言いわけのように、とりあえず入札という手続はとりましたと。だけど、その評価点となる物差しが技術的なものは加味される部分が少なくて、先ほどから議論になっている地域貢献とかそういうようなもので加点されてしまうと、ある意味の公平感というか、本当の意味での技術的なところの考慮が本当にされているのかどうかというのは疑問というよりは不信感に近いものがどうしても芽生えてくるというか。

なので、先ほどの技術審査会の人たちはいろんなそういう技師であるとかというお話ありましたけど、専門家でないともまずいと思うんですよ、肩書も当然必要なんでしょうけれども。なので、その専門的知識で判断しますという形をとるべきやと思っているんですけど、先ほどから市役所の仕事のやり方の中でコンサルに出すというような話をいろんなところで聞くんですけど、今回、この案件に関して、コンサルに出した、出しているんですよ、コンサルにも。そのコンサル料というのは幾らなんですかね。それ、すぐわかりません。

## 川合新ごみ処理施設整備課主幹

およそで申しわけないですが、およそ500万円ほどです。

## 川村高司委員

本来、その500万円を、先ほど村上委員言われましたけれども、これを審査する人たちがそれぐらいのパフォーマンスをもって、充てる部分に置きかわるぐらいの能力が、外部委託してしまうと全て、要は一番大事な部分を全部アウトソーシングしてしまっ、お金出して問題解決して、ちょっと表現が適切じゃないかもしれないですけども、上っ面の部分だけで判断は役所でしますよと。本質的な部分は全部アウトソーシングですよというふうに、お金を出してというふうな見方しか私にはできないんですけど、今後、それを改めて専門的な部分、工事の発注頻度であるとか、大型案件がそんなにないから専門的知識もなかなか身につかないとか、いろんなエクスキューズがあるかもしれないですけど、そこを言っていたらいつまでたってもブラックボックスで、この体質自体は変わらないので、全庁的なルール、総合評価方式でやっていますからいいんですけどというのではなしに、原課のほうからみずから進んでその辺のジャッジするルールを改めていくという考えはないんですか。

益川環境部理事

今回の委員さんのご意見を調達契約課のほうにも十分話させていただいて、ちょっと検討していただくような形でお願いしようかなというふうに考えております。

川村幸康委員長

他にございませんか。

(なし)

川村幸康委員長

別段質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論ありましたらご発言願います。

(なし)

川村幸康委員長

別段討論もないようですので、これより採決を行います。

議案第107号四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、議案第108号四日市市北部墓地公園条例の一部改正について、議案第124号四日市市斎場条例の一部改正について、議案第125号四日市市霊園条例の一部改正について、議案第128号四日市市環境学習センター条例の一部改正について、議案第136号工事請負契約の締結について 南部埋立処分場 浸出水処理施設整備工事 、議案第148号四日市市北部墓地公園の指定管理者について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

川村幸康委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第107号 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正について、議案第108号 四日市市北部墓地公園条例の一部改正について、議案第124号 四日市市斎場条例の一部改正について、議案第125号 四日市市霊園条例の一部改正について、議案第128号 四日市市環境学習センター条例の一部改正について、議案第136号 工事請負契約の締結について 南部埋立処分場 浸出水処理施設整備工事 、議案第148号 四日市市北部墓地公園の指定管理者の指定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

川村幸康委員長

一旦、休憩をとります。5分ほど。25分再開でお願いいたします。暫時休憩いたします。

11:21 休憩

(11:27 ~ 11:57 協議会)

11:57 再開

[ 常任委員会 ]

川村幸康委員長

所管事務調査について、どういたしましょう。樋口博己委員から内部・八王子線のあれ

を追ったらどうだというご発言もあったんですけど。

諸岡 覚委員

今月の来月で追うのは……。

時間がたっていないで。

川村幸康委員長

だから、するかしないかやな。

なしにします。

次回の委員会の予定は1月16日、議会報告会が1月8日6時半ですよね。議会報告会が1月8日6時半から総合会館7階で。その後の処理をどうしようかということで、1月16日の1時半はもう確定しているんですよ。それと、上下水道局が会計が変わることについての説明をしたいということで、それに充てていますので、これでもう、なしならなしでええな。そしたら、今回なしでいきますわ。

諸岡 覚委員

16日がなくなったということですか。

川村幸康委員長

いやいや、16日はさせていただきます。もう一遍、2月3日、所管事務調査するなら入っていたんですけど、もう皆さん、余り意志も強くないので。

樋口博巳委員

今の16日に空き家のあれ、ちょっとしていただけるんですか。

川村幸康委員長

あれは、会派ですと言っていました。16日は上下水道局の会計の説明と、それから議会報告会の仕分けで、意見出たやつどうしますかと、それをさせていただきます。

それと、この間、行政視察行った、10月22日から24日の、委員会の報告書、皆さんのお手元に配付させていただいています。もし修正があれば、12月18日の水曜日までに事務局

のほうに出していただければというふうに思います。

そうすると、あと、所管事務調査ですね。人権にかかわる所管部分に係るところを報告を担当部署、待たせておりますので、説明を受けたいと思います。どうぞ。15分くらいで終わると思いますので。皆さんのお手元に分厚い、この。どうぞ。

インターネット中継しますか。なしでいきますか。

清水副参事兼課長補佐

他はしています。

川村幸康委員長

しておる。じゃ、中継しますか。

諸岡 覚委員

閉じたと言うたんやで。

川村幸康委員長

じゃ、閉じておこうか。どっちでもええよ、皆さんが。

しないでよろしいですな。

(異議なし)

川村幸康委員長

そうしたら、ご説明願います。

渡辺総務部人権・同和政策課長

本年5月に各審議会等への議員さんの参画の見直しが行われまして、私どもが所管します審議会等への議員さんの参画というのはなくなりました。それを補完するという意味合いで、所管する委員会のほうの所管事務調査のほうで報告するよというご指示を頂戴しております。私ども、合わせて、人権という分野につきましては範囲が広うございます。それぞれの残りの3常任委員会のほうについても関連するところがあるということで、そ

の各委員会の所管事項に限る部分につきましては、各委員長にご相談した上で所管事務調査のほうで報告をとということのご指示をいただいております、本日、報告をさせていただきますということでございます。

資料ですが、この黒いクリップでとめさせていただいております、この資料でございます。この表紙といいますか、これを1枚めくっていただきますと、裏側に三つの審議会の開催の名称が書いてございます。本年度、この三つの会議を開催いたしましたので、この三つの会議の資料について、黒いクリップの中にまたとじさせていただいているということでございまして、内容はかなりございますので、概要をご報告させていただきたいと思っております。このクリップを、申しわけございません、ちょっと外していただきますと、この中、また三つこういう形で出てまいります。これがそれぞれの会議の内容ということでございます。

まず、一番最初に、一番厚い資料になりますが、第1回人権施策推進懇話会についてという資料が出てまいります。1枚めくっていただきまして、その概要を1枚にまとめさせていただきますので、それで説明をさせていただきます。

まず、本年8月22日に開催いたしました。この懇話会と申しますのは、市が平成17年3月に策定いたしました、よっかいち人権施策推進プランというのがございます。これを昨年2月に見直しを行っておりますが、このプランにつきまして、社会情勢の変化等に的確に答えるため、プランの定期的、継続的な点検、あるいは見直し、これを行うとともに、さらには推進効果を評価する機能ということの位置づけで組織をされたというものでございます。これ、平成17年に懇話会が設置をされました。

その内容につきまして、今回、第1回目を行いましたのが、平成24年度事業の外部評価ということで、委員の方にご意見を頂戴したというのが今回の内容でございます。真ん中のあたりにございます、プランに基づく事業というのがございますが、二つ目のちょぼのところに、右端でございます、都市・環境常任委員会につきましては9事業ということがございます。この中に、資料1、資料2とあるんですが、資料2にA3の折り込みのところございます。これ、一つ一つの事業を挙げてございますが、176の事業が書いてございます。

この中で都市・環境常任委員会の分野につきましては、13ページ、それから17ページから18ページ、ちょっと余りたくさんありますので網かけをさせていただきました。その部分がこの都市・環境常任委員会に関連する部分ということでございます。



当日、委員の方から多数ご意見を頂戴いたしました。直接九つの事業に関する内容については、特にご意見はございませんでした。ただ、全体的にプランの評価のあり方とか、資料の作成の方法とか、そういったような内容の部分、それから事後評価のやり方とかいう部分でご意見を頂戴したということでございます。この第1回目につきましては、そういうご意見を頂戴いたしまして、第2回目にそのまとめという形につなげるという形の第1回目の会議を開催させていただいたということでございます。

資料はございますが、ちょっと省略をさせていただきます。申しわけございません。

これが第1回目の人権施策推進懇話会でございます。

次、二つ目の資料ですが、第1回の同和行政推進審議会についてというものでございます。これも1ページをめくっていただきますと、1枚のペーパーに概要をまとめたものがございます。

この同和行政推進審議会につきましては、市長の諮問、これに応じて審議結果を市長に答申をするという役割とともに、広く同和問題解決のための重要事項についての審議機関ということで設置をされたものでございます。設置が平成16年度に旧来の同和対策委員会、これを発展改組した形で組織をされましたというものでございます。

その第1回の審議会が本年11月11日に開催をされました。今現在、その審議の内容につきましては、平成19年度に答申が出ておりまして、四日市市における今後の同和行政のあり方、この答申の具体化を図るための仕組みについてという答申でちょっとややこしいんですが、答申をなおかつもっと掘り下げていこうという答申という形が出ているんですが、その内容について、今、議論を進めているということでございます。

今回のこの同和行政の審議会につきまして、当委員会に関連で申し上げますと、ちょうど真ん中あたりの審議内容というところでございますが、住宅ワーキングというのがございます。今、教育、それから就労、住宅に課題を絞って議論をしております。住宅についても内容の報告、または議論がございました。

具体的には、その下の委員の主な意見というところでございますが、天白町の市営住宅の分譲についての議論がございまして、地元の了解も得られていると。定住政策という中でその議論がなされたわけですけれども、一応、了解をいただいたということでございます。それと、市営住宅に関しましては、入居者の一般公募というのは、今はまだ残念ながら実現をしておりません。それに向けてのいろんな議論がそのワーキングでもなされているというような報告がございました。また、入居者の方の地域活動、具体的には自治会活

動ということにつながってまいります、なかなか自治会の協力が難しいという現実がある中で、それに対してどう取り組んでいくのがいいのかというふうな議論がございました。

第1回の同和行政推進審議会の概要については以上でございます。

済みません、三つ目ですが、これは第2回の人権政策推進懇話会というものでございます。これも合わせて、1枚めくっていただきますと、1枚のペーパーで概要をまとめさせていただいております。

11月18日に第2回の懇話会を開催いたしました。1回目の8月22日に行われた内容につきまして、事務局のほうで取りまとめた内容について、それについての再度ご議論いただくというふうな形で議論されたものであります。

委員さんの意見からは、プランの基本理念を十分にもっと踏まえたほうがいいんじゃないかと、相談員の資質向上とともに、もっと活動しやすい環境づくりも考えたほうがいいのではないかと。性的マイノリティなどさまざまな人権問題にもっと目を向けて施策に取り組んでほしいというふうなご意見を頂戴したところでございます。

このご意見を頂戴しまして、今現在、それを最終的な成案という形で私どものほうで取り組んでおりまして、最終的に正副会長の承認をいただいて成案にするというふうな承認をいただいたというふうな内容でございます。

甚だ簡単でございますが、3審議会については以上でございます。

川村幸康委員長

ありがとうございます。

何かご質問かご意見ございましたら。

川村高司委員

本題とちょっとそれなんですけど、人権施策推進懇話会、2回開催されてということで、出席者7名、1名欠席で2回目も1名欠席なんですけど、欠席者というのはわかりますか。

渡辺総務部人権・同和政策課長

それぞれ1名欠席でございましたが、誰ということでしょうか。1回目はたしか四日市市長寿社会づくり懇話会、高齢者の代表の方です。2回目は四日市市各地区人権・同和教育推進協議会等連絡会の方です。

以上です。

川村高司委員

あと、同和行政推進審議会の、これは委員名簿はついていない。

渡辺総務部人権・同和政策課長

済みません、これは私もつければよかったなと反省しておるんですが、資料としては当日ついていなかったものですから、おつけをいたしませんでした。今、メンバーをちょっと申し上げますと、15名。

川村幸康委員長

そうしたら、また、それ配って。

渡辺総務部人権・同和政策課長

わかりました。簡単に申し上げますと、15名の委員の方がおみえになって、内訳的には学識経験者の方が2名、関係行政機関の方が3名、関係機関の代表、例えば人権擁護委員さんですとか、そういう方が6名、それから関係地区の代表で4名、都合15名の方でございます。

川村幸康委員長

よろしいですか。

(なし)

川村幸康委員長

そうしたら、人権施策推進懇話会と同和行政推進審議会の所管部分に係る所管事務調査の説明をこの程度でとどめておきます。ありがとうございました。

あと、もう二、三分。

議会報告会、シティ・ミーティングの進行と役割分担を、1月8日のあるんですけど、それから、2月定例会議会の報告会のテーマを合わせて決めておきたいと思うんですけど、

ど、前回は何やった。交通施策。今度、総合会館ですけど、もう一遍それにしますか。

諸岡 覚委員

総合会館のはもう決まっておるんですね。

川村幸康委員長

総合会館のは交通施策でしょう。

諸岡 覚委員

今、決めようとしておるのは3月の分のテーマ。3月は場所どこでしたっけ。

川村幸康委員長

楠やったな。福祉会館か何かやったな。3月何にしましょう。

諸岡 覚委員

もう、今、決めやんと広報に載らんということですよ。

川村幸康委員長

うん。

諸岡 覚委員

1年ずっと交通施策できておるで、最後も交通施策で。

川村幸康委員長

よろしいですか。

(異議なし)

川村幸康委員長

じゃ、交通施策で3月のテーマを決めたいと思います。

進行、役割は今回。

諸岡 覚委員

正副一任で。

川村幸康委員長

なら、頼まれた人は嫌と言わないこと、一任で。

よろしいですか。

(異議なし)

川村幸康委員長

お願いします。

どうも、お疲れさまでした。

12 : 14 閉議